

関口台町小学校 PTA 会則

第1章 総則

第1条 名称等

1. 文京区立関口台町小学校（以下「本校」という）における PTA を関口台町小学校 PTA（以下「本会」という）と称する。
2. 本会の所在地は、本校と同じく、東京都文京区関口 2 丁目 6 番 1 号とし、本校内に事務所を置く。
3. 本会の設立年月日は、大正 14 年 10 月 24 日とする。

第2条 目的

本会は、保護者と教職員が協力して、次に掲げる事項に寄与することを目的とする。

- (1) 児童の健全育成
- (2) 教育の充実
- (3) 学校、家庭及び地域による子育てネットワークづくり

第3条 活動

1. 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
 - (1) 児童の健康増進を目的とした活動
 - (2) 児童の安全確保を目的とした活動
 - (3) 学校教育の充実化に向けた活動
 - (4) 家庭の教育力向上に向けた活動
 - (5) 会員同士の親睦及び情報共有を図るための活動
 - (6) 地域組織及び P T A 連合会等との連携
 - (7) その他本会の目的を達成するために必要な活動
2. 本会の年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
3. 本会は自主独立の団体であり、一切の外部からの支配や干渉を受けない。

第4条 禁止事項

本会及び役員の名義で次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 特定の政党及び宗教団体の活動への支持
- (2) 特定の政治家の選挙及び政治活動への支持
- (3) 営利のみを目的とした活動

第5条 組織

本会は、保護者会員（本会に入会する本校に在籍する児童の保護者をいう）及び教職員会員（本会に入会する本校に勤務する教職員をいう）をもって組織する。

第2章 会員

第6条 会員資格

次に掲げる者は、本会の会員となることができる。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者
- (2) 本校に勤務する教職員

第7条 会員の権利と義務

1. 会員は、本会の目的達成のために、禁止事項を遵守しつつ、活動に参加する権利を有する。
2. 会員は、毎年、本会が定めた所定の納期までに本会則で定める会費を納入しなければならない。

第8条 入会

1. 本会の会員となることを希望する本校に在籍する児童の保護者は、本会所定の入会届を提出することにより、入会の申込みをしなければならない。
2. 前項の保護者は、本会が入会届を受理することをもって保護者会員となる。
3. 本校に勤務する教職員は、入会を希望しない旨の届出があった場合を除き、会員資格の取得により本会の会員となる。

第9条 退会

1. 会員は、本会所定の退会届を提出することにより、本会を退会することができる。
2. 会員は、会員たる資格の喪失によって当然に退会する。

第10条 会費

1. 会費は、年度ごとに、保護者会員については、児童1名当たり年額3,300円とする。教職員会員については、会費を納入する義務を負わない。
2. 年度途中の入会に関しては、入会日にかかわらず、入会した月から年度末までの期間に応じた按分により会費を負担する。但し、会費の按分により生じた100円未満の端数は切り上げる。
3. 保護者会員が年度途中に退会した場合であっても、会費の返金は行わない。

第3章 役員及び会計監査委員

第11条 役員

本会は、下表に定める役員を置く。

No.	役職名	人数	業務	条件
1	会長	1名	・本会を代表し、会務を総括する。 ・総会の議長を務める。	
2	副会長	3名 以上	・会長を補佐し会長が不在の時はこれを代行する。 ・地域や他校行事へ本会を代表して参加する。 ・具体的なPTA活動の実行を個別に統括する。	副会長のうち1名は、副校長とする。
3	広報	2名 以上	・本会への加入促進活動を行う。 ・本会の取組み及び活動内容の情報を発信する。 ・本会の目的達成及び活動実施に必要な本会内外の関係者とコミュニケーションを行う。	
4	会計	2名 以上	・本会の会計事務を統括する。 ・本会の財産を管理する。 ・周年行事へ向けた会計準備と管理を行う。	
5	書記	2名 以上	・総会、役員会及び連絡会の議事及び本会の活動を記録する。 ・諸種の記録、通信その他の資料を整理及び保管する。	
6	IT担当	1名 以上	・ウェブサイト及び電子配信システムの登録情報の管理と更新を行う。	

			・各役員と協働し本会の IT 化及びペーパーレス化を推進する。 ・ ICT 教育に関し、各役員と協働し、学校へ提言を行う。	
--	--	--	--	--

第 12 条 会計監査委員

本会は、下表に定める会計監査委員を置く。

No.	役職	人数	業務	条件
1	会計監査委員	3 名	・ 本会の会計を監査する。	1 名は教職員会員とする。

第 13 条 選任方法

1. 役員及び会計監査委員は、会員のうちから総会の決議によって選任する。
2. 選任方法は、別途細則により定める。

第 14 条 任期

1. 役員及び会計監査委員の任期は選任された年度の年度末までとする。
2. 再任は 2 回までとする。但し、会長に限り、会長としての再任 1 回を含む 3 回までとする。
3. 前項の規定は、教職員会員による副会長及び会計監査委員への再任には適用しない。

第 4 章 顧問及び相談役

第 15 条 顧問及び相談役

1. 本会は、総会の決議により顧問及び相談役を置くことができる。
2. 顧問及び相談役は本会の重要事項に関し、役員会の諮問にこたえる。
3. 顧問及び相談役の選任方法は、別途細則により定める。
4. 顧問及び相談役の任期は、選任された年度の年度末までとする。

第 5 章 合議制の機関

第 1 節 総会

第 16 条 総会の決議事項

1. 総会は、本会の最高議決機関であり、次に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。
 - (1) 会計監査を経た前年度決算の承認
 - (2) 役員の選任
 - (3) 会計監査委員の選任
 - (4) 顧問及び相談役の選任
 - (5) 活動計画の承認
 - (6) 予算の承認
 - (7) 会則の改正
2. 役員は、前年度の活動内容を、定時総会において報告しなければならない。

第 17 条 総会の招集

1. 定時総会は、毎年、年度終了後一定の時期に招集しなければならない。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に招集することができる。
 - (1) 会長が必要と認めた場合

- (2) 全会員の議決権の数の5分の1以上に当たる会員より、総会に付議すべき事項を示した上で、総会の招集を請求された場合
3. 総会は、会長が招集する。前項2号の規定により、会員より臨時総会の招集を請求された場合には、30日以内にこれを招集しなければならない。
 4. 総会は、会場において開催する方式（以下「会場方式」という）のほか、役員会の決定により、会場での開催と併せて、会員が電磁的方法により出席し、議決権を行使できる方式（以下「ハイブリッド方式」という）により開催することができる。
 5. 会長は、総会の開催日の5日前までに、全会員に対し、議案及び会場方式またはハイブリッド方式のいずれの開催方式であるかを明示して、総会の開催を告知しなくてはならない。

第18条 総会の構成及び成立条件

1. 総会は全会員をもって構成される。
2. 総会は、全会員の議決権の数の2分の1以上の出席をもって成立する。

第19条 会員の議決権の数

会員は、総会において、次に掲げる議決権を有する。

- (1) 保護者会員は、児童1名につき、1個の議決権
- (2) 教職員会員は、会員1名につき、1個の議決権

第20条 総会の決議

1. 総会の決議は、本会則に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の数の過半数をもって行う。
2. 可否同数の場合は議長の決するところとする。
3. 会員は、役員会の決定により、総会に出席しない場合であっても、別に定める書面または電磁的方法により、総会において議決権を行使することができる。但し、書面または電磁的方法により議決権を行使した会員が総会に出席（ハイブリッド方式における電磁的方法による出席を含む）した場合、書面または電磁的方法による議決権の行使は効力を失う。
4. 前項の規定により行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。
5. 総会の決議があった場合、役員会は、全会員に対し、速やかに決議の内容を告知する。

第21条 総会の決議の省略

1. 役員会が、全会員に対し、第16条第1項第1号から第4号までの決議事項について議案を告知し、書面または電磁的方法により全会員の議決権の過半数の賛成があったときは、当該議案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
2. 役員会が、全会員に対し、次年度の活動計画及び予算について議案を告知し、書面または電磁的方法により全会員の議決権の過半数の賛成があったときは、次年度の定時総会までの暫定承認の決議があったものとみなす。
3. 前2項の規定により会員に議案の賛否を問う場合、役員会は、議案の告知と併せ、第1項については、全会員の議決権の過半数の賛成があったときは総会の決議があったものとみなされる旨を、第2項については、全会員の議決権の過半数の賛成があったときは次年度の定時総会までの暫定承認の決議があったものとみなされる旨を告知しなければならない。
4. 前条第5項の規定は、第1項または第2項の規定により決議があったものとみなされる場合に準用する。

第22条 会員への告知

本会則に基づく会員への告知は電磁的方法により行うことができる。この場合、本会に電磁的方法による通知先を届け出ていない会員に対しては、本会ウェブサイトへの告知内容の掲示をもって告知があったものとみなす。

第2節 総会以外の合議制の機関

第23条 役員会

1. 役員会は、総会の決議を尊重し、本会の定期及び臨時の活動計画を調整し、運営を統括する。
2. 役員会は全役員で構成する。
3. 役員会は、会長の招集により随時開催する。
4. 役員会の決定は、本会則に別段の定めがある場合を除き、過半数の役員が出席し、出席した役員の過半数をもって行う。
5. 緊急を要する場合は、総会の決議を得なければならない事項についても、役員会がこれに代わって決定することができる。この場合、総会において事後承認を得なければならない。

第24条 指名委員会

1. 指名委員会は、会長、副会長（但し、教職員会員による副会長に限る）、相談役及び1年生から5年生まで各学年の保護者会員1名をもって構成する。
2. 指名委員会は、役員及び会計監査委員の候補者を指名する。但し、教職員会員が就任すべき副会長及び会計監査委員については、校長が候補者を指名する。

第25条 連絡会

1. 連絡会は、役員、顧問、本会の各活動を担当するメンバーのうち各1名及び別に定める本校児童への教育活動を支援する地域組織の代表者をもって構成する。
2. 連絡会において、構成員は、各自の活動に関する情報共有及び意見交換を行う。

第6章 定期活動等

第26条 定期活動

1. 本会は、その目的を達成するため、細則で定める定期活動を行う。
2. 定期活動のメンバーは、希望する会員2名以上をもって構成する。

第27条 活動の休止

定期活動のメンバーの人数が前条第2項で定める人数に満たない場合、当該定期活動については当年度の活動を休止する。

第28条 臨時活動

定期活動のほか、役員会の決定により、希望する会員2名以上で構成するメンバーにより臨時活動を行うことができる。

第7章 サークル活動

第29条 サークル

本会は、細則の定めによって、第3条の活動を主たる目的としたサークルを置くことができる。

第8章 会則の改正並びに細則の制定及び改正

第30条 会則の改正

本会則は、総会において、出席した会員の議決権の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第31条 細則の制定及び改正

1. 役員会は、過半数の役員が出席し、出席した役員の3分の2以上の賛成により、本会則による本会の運営にあたり必要な事項について細則を定め、または改正することができる。
2. 前項の規定により細則を定め、または改正した場合、役員会は、全会員に対し、速やかに新たに定めた細則または

改正の結果を告知する。

平成19年（2007年）2月13日 制定

（附則）

本会則は、平成19年（2007年）4月1日から実施する。

平成20年（2008年）3月11日 改正

平成21年（2009年）3月 3日 改正

平成28年（2016年）3月 9日 改正

平成30年（2018年）3月 8日 改正

令和 元年（2019年）6月22日 改正

令和 3年（2021年）6月26日 改正

令和 4年（2022年）6月25日 改正

令和 7年（2025年）4月 1日 改正施行

会計に関する細則

第1章 総則

第1条 会費の運用

1. 本会は会則に定める目的を達成するために、会員より会費を徴収し、活動の費用として支出する。
2. 会費については、本細則に基づき適正に運用する。

第2章 会費の納入

第2条 納入方法

会費は、教材費の引き落とし口座から引き落とす。

第3章 支出

第3条 支出基準

本会の活動に関する支出基準は、別紙支出基準記載のとおりとする。

第4条 弔慰金

会員、保護者会員の児童、前校長または前会長が死亡した時は、弔慰金 10,000 円を供えて、弔意を表する。

第5条 その他の費用の支出

本細則に定めのない費用の支出については、役員会の決定により処理することができる。

第4章 予算

第6条 予算の支出

1. 本会の支出は、総会において承認された予算に基づき行う。
2. 予算が暫定承認された場合、定時総会において予算が承認されるまでの間、前年度に暫定承認された予算を基準として収入支出をすることができる。

第5章 予備費

第7条 予備費の運用

1. 年度予算編成時に予備費を設けることができる。
2. 予備費は次に掲げる事項のために支出する。
 - (1) 年度当初に想定できなかった支出への対応
 - (2) 他の科目で予算が不足した場合への対応
3. 予備費は、年度予算で定めた金額の範囲において、役員会の決定により支出することができる。

平成19年（2007年） 2月13日 制定

（附則）

本細則は、平成19年（2007年）4月1日から実施する。

平成20年（2008年） 2月26日 改正

平成21年（2009年） 2月13日 改正

平成28年（2016年） 2月13日 改正

平成31年（2019年） 1月12日 改正

令和 4年（2022年） 5月14日 改正

令和 4年（2022年）11月 5日 改正

令和 5年（2023年）10月28日 改正

令和 7年（2025年） 4月 1日 改正施行

令和 7年（2025年） 6月21日 改正

（附則）

第1条 卒業記念品贈呈及び卒業アルバム製作への補助の経過措置

卒業記念品贈呈及び卒業アルバム製作への補助については、令和7年度から令和11年度までなお従前の例によるものとし、卒業学年1名当たり次に掲げる金額を補助する。

- （1）令和7年度 4,500円
- （2）令和8年度 3,600円
- （3）令和9年度 2,700円
- （4）令和10年度 1,800円
- （5）令和11年度 900円

(別紙)

支 出 基 準

第1章 総則

第1条 支出原則

本会の会計による支出は、本校の児童を中心に広く還元される活動への支援のため、次条の支出基準に従って行うものとし、各人が使用する学習用具の交付等の児童または保護者個人に直接還元される支出及び主として特定の児童または保護者にのみ還元される支出は、受益者と会費負担者の衡平の観点から原則として行わない。

第2条 支出基準

1. 本会の活動のために必要となる次の各号に掲げる費用については、社会通念に照らし相当な範囲において、本会の会計より支出することができる。
 - (1) 事務用品の購入経費
 - (2) 通信費
 - (3) 交通費
 - (4) 広報費（活動周知のための書面作成費を含む）
 - (5) 学年単位または全校児童向け企画の実施費用（講師謝礼及び教材費を含む）
 - (6) 前号に規定する企画に関し、企画実施中のボランティアの飲食費及び参加した児童向けの土産代
 - (7) 警備費その他の専門家への委託費
 - (8) 役員及び本会の指定する者（但し、保護者会員に限る）が本会を代表して出席する公式行事への参加費
 - (9) 本会の維持運営に必要な費用
 - (10) 周年記念式典、祝賀会その他の本校の周年記念事業の実施協力及び周年記念誌制作に関する費用
 - (11) 前各号のほか、役員会の決定により承認された費用
2. 次の各号に掲げる費用については、本会の会計より支出することができない。
 - (1) 飲食費及び土産代（但し、前項第6号または第11号による飲食費及び土産代を除く）
 - (2) 児童に還元されることが明らかではない外部関係者等への慣例的な支出
 - (3) 教育の一環として学校で支出すべき費用
3. 卒業記念祝賀会、卒業記念品贈呈及び卒業アルバム製作を行う場合には、会費を原資とする支出とは独立して、希望者より実費を徴収する。

第2章 交通費の特則

第3条 交通機関

1. 支出が認められる交通機関は、バス及び電車（地下鉄及びモノレールを含む）とする。
2. 電車を利用する場合の交通費は、普通運賃を基準とする。

第4条 起点

交通費は、本校を起点として計算する。

第5条 遠隔地への移動等への対応

遠隔地への移動その他の特別な事情により、第3条に従った交通機関の選択が不相当な場合、事前に役員会の承認を得ることにより、目的地に応じた他の適切な方法による交通費を支出することができる。

役員及び会計監査委員の選任に関する細則

第1条 総則

保護者会員が就任すべき役員及び会計監査委員の候補者は、指名委員会が会員の中から選考し、総会において役員会より発議され、総会の決議によって選任する。

第2条 選任時期

次期の役員及び会計監査委員は、役員及び会計監査委員の任期が終了するまでに選任しなくてはならない。

第3条 守秘義務

1. 指名委員会は原則秘密会とし、選考に関する一切の情報を指名委員以外に知らせてはならない。
2. 全ての会員は候補者の選考に関し、守秘義務を負う。選考の過程で知りえた情報を他の会員に知らせること、指名委員に選考の状況を尋ねることは一切禁止する。
3. 顧問に限り、求めに応じて指名委員会に出席することができる。

第4条 選考及び総会への発議の手順

指名委員会は次に掲げる手順で保護者会員が就任すべき役員及び会計監査委員の候補者の選考を行う。

- (1) 全保護者会員に対し、役員及び会計監査役へ立候補の希望を聴く。
- (2) 全保護者会員に対し、役員及び会計監査役へ推薦する会員を聴く。
- (3) 立候補者（現役員の再任希望を含む）及び推薦された会員の中から適任者を選び、候補者とする。
- (4) 全ての候補者より、選考前に、候補者として選考することについて了承を得る。
- (5) 全会員に対し、総会において決議する5日前までに、候補者の氏名並びに候補者の児童の学年及び組を告知する。

第5条 候補者の再選考

指名委員会から選考された候補者が選任されなかった場合には、指名委員会は選任されなかった役職について、再度候補者の選考を行わなくてはならない。

第6条 選考への関与の制限

指名委員が候補者として立候補した場合または候補者として選考対象となった場合には、当該指名委員は、以後、自らの選考には関与できない。

第7条 解散に伴う処理

1. 全ての役員及び会計監査委員が選任されたときは、直ちに選考に利用した全ての書面を廃棄する。
2. 前項にかかわらず、会長が特に必要と求めた書面については、他の会員が自由に閲覧できない方策を講じた上で、1年間に限り保存することができる。

平成19年（2007年）2月13日 制定

（附則）

本細則は、平成19年（2007年）4月1日から実施する。

平成21年（2009年）2月13日 改正

平成31年（2019年）1月12日 改正

令和 7年（2025年）4月 1日 改正施行

顧問及び相談役の選任に関する細則

第1条 顧問の選任

役員会は、校長に対し、顧問就任を依頼し了解を得られた場合に、総会において顧問候補者として発議することができる。

第2条 相談役の選任

役員会は、退任した役員または退任する役員に対し、相談役就任を依頼し了解を得られた場合に、総会において相談役候補者として発議することができる。

平成21年（2009年）2月13日 制定

（附則）

本細則は、平成21年（2009年）4月1日から実施する。

平成28年（2016年）2月13日 改正

平成31年（2019年）1月12日 改正

令和 7年（2025年）4月 1日 改正施行

総会に関する細則

第1条 定時総会の開催時期

定時総会は年1回、原則として4月から6月の間に開催する。

第2条 ハイブリッド方式による総会

ハイブリッド方式による総会を開催する場合、役員会は、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 使用する通信ソフトウェアにより、情報伝達の双方向性及び即時性のある環境を整えること。
- (2) 必要な機器の準備や、使用する通信ソフトウェア及びトラブル発生時の対応等について定め、あらかじめ関係者に周知すること。
- (3) 出席した会員の算出方法、議決権の行使方法をあらかじめ告知すること。

第3条 総会への出席

1. 総会には全ての会員が出席できる。
2. 会員でない者を総会に出席させる場合には、あらかじめ役員会の承認を得なければならない。

平成19年（2007年） 2月13日 制定

（附則）

本会則は、平成19年（2007年）4月1日から実施する。

平成21年（2009年） 2月13日 改正

平成31年（2019年） 1月12日 改正

令和 元年（2019年）10月19日 改正

令和 3年（2021年）10月30日 改正

令和 7年（2025年） 4月 1日 改正施行

定期活動等に関する細則

第1条 定期活動の内容

本会は、下表に定める定期活動を行う。

No.	活動名	活動内容
1	学年活動	学級担任と連携し、各学年の学年活動を企画及び実施する。なお、学年単位で活動する。
2	会報活動	会報「せきだい」を発行し、保護者に対し、本会の活動状況及び学校の教育状況を周知する。
3	安全指導活動	区主催のスクールガード事業への参加及び子ども110番事業の支援、自転車安全教室の実施その他の児童の校外生活の安全向上を図る活動を行う。
4	地域支援活動	児童に関わる各町会の行事の支援、文の京こどもまつりの支援その他の児童の校外生活の充実を図る活動を行う。
5	運動会活動	本校と連携し、運動会の開催を支援する。
6	卒業記念活動	卒業記念品の贈呈、卒業アルバムの制作、謝恩会の企画及び実施その他の卒業生の卒業を祝する活動を行う。

第2条 窓口担当及び会計担当

- 各定期活動及び臨時活動については、メンバーのうちから、窓口担当（担当する活動について本会内外との調整を行う者をいう）及び会計担当（担当する活動について予算及び支出の管理その他の会計処理を行う者をいう）を互選する。
- 前項の窓口担当及び会計担当の互選は、メンバー募集後、速やかに行う。

第3条 メンバーの追加募集等

- メンバーが不足した場合には、随時追加募集を行うことができる。
- 窓口担当または会計担当に欠員が生じた場合には、メンバーのうちより新たに互選する。

第4条 任期

メンバーの任期は、当該年度の年度末までとする。但し、活動内容が年度を跨ぐものについては、役員会の決定により任期を延長することができる。

第5条 予算

- 各定期活動及び臨時活動には、総会の決議に基づき予算を配分することができる。
- 予算の管理は会計担当が行い、年度末に、会計を担当する役員に対し収支報告を行う。
- 予算の執行に関しては、領収書その他の支出を証する書面を取得し報告する。

平成19年（2007年） 2月13日 制定

（附則）

本細則は、平成19年（2007年）4月1日から実施する。

平成21年（2009年） 2月13日 改正

平成28年（2016年） 2月13日 改正

平成30年（2018年） 1月17日 改正

令和 3年（2021年）10月30日 改正

令和 7年（2025年） 4月 1日 改正施行

サークル活動に関する細則

第1条 設置するサークル

本会は、下表に定めるサークルを置く。

No.	サークル名	活動内容
1	卓球部	卓球の練習、試合等
2	バスケットボール部	バスケットボールの練習、試合等
3	バレーボール部	バレーボールの練習、試合等
4	音羽の森オーケストラ ポコアポコ	オーケストラ演奏の演習、演奏会への参加等
5	関台ファーマーズ	合唱の演習、合唱会への参加等
6	関台ロッカーズ	バンド演奏の演習、演奏会への参加等
7	おやじの会	児童向けのイベントの企画及び実施等
8	せきだい朗読会	児童への朗読劇の企画及び実施等
9	図書ボランティア	児童の読書環境の整備等
10	ゆずりは	児童への読み聞かせの企画及び実施等

第2条 構成員

サークルは、過半数を会員または会員であった者で構成しなければならない。

第3条 予算

1. サークルには、総会の決議に基づき予算を配分することができる。
2. 前項に基づき配分された予算については、年度末に、会計を担当する役員に対し収支報告を行う。
3. 予算の執行に関しては、領収書その他の支出を証する書面を取得し報告する。

令和 元年（2019年）10月20日 制定

（附則）

本細則は、令和元年（2019年）10月20日から実施する。

令和 7年（2025年） 4月 1日 改正施行

令和 7年（2025年） 5月17日 改正

個人情報の取扱いに関する細則

第1条 総則

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得及び保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第2条 目的

本細則は、本会が取得及び保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利及び利益を保護することを目的として制定する。

第3条 周知

本会において取得及び保持する個人情報の取扱方法については、総会での報告により会員に周知する。

第4条 利用目的

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求及び管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する連絡及び書面等の作成及び送付
- (3) 本会役員名簿、委員名簿及びクラス連絡網等の作成

第5条 個人情報の取得

1. 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、学校から本会が取得したものまたは会員から本会に提出された次の事項とする。
 - (1) 児童氏名
 - (2) 保護者氏名
 - (3) 児童の学年及び組
 - (4) 電話番号
 - (5) メールアドレス
2. 前項の規定にかかわらず、新たに必要となったものについては、別途同意を得て取得するものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

第6条 同意の撤回

1. 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により、同意した事項の全部または一部について、その同意を撤回することができる。
2. 同意の撤回の申し出があった場合、本会は速やかに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。

第7条 管理

1. 個人情報は、本会役員が適正に管理する。
2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

第8条 保管

個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

第9条 第三者提供の制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

第10条 秘密保持義務

本会会員は、本会の活動上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

い。本会を退会した後も同様とする。

第11条 情報開示等

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加または削除を求められたときは、法令に従ってこれに応じる。

第12条 漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員会に報告する。

第13条 苦情の処理

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

平成30年（2018年）1月17日 制定

（附則）

本細則は、平成30年（2018年）2月1日から実施する。

令和 7年（2025年）4月 1日 改正施行